

災害時における要配慮者への支援に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川区訪問看護ステーション連絡会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に備え、甲と乙が協力して利用者の安否確認及び避難誘導並びに区内の避難所等へ避難又は在宅避難した要配慮者等に健康管理等の支援（以下「支援」という。）を提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所、福祉避難所等をいう。

（3）訪問看護 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項並びに健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定される事業をいう。

（4）要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。

（5）事業者 乙に加入する各事業所のうち別紙に掲げる事業所をいう。

（6）利用者 現に訪問看護の提供を受けている者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して利用者の安否確認及び避難誘導並びに要配慮者等の避難所等での支援の提供について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭又は電話等により要請し、速やかに同要請書を提出するものとする。

3 乙は、事業者に対して、当該事業者のサービス事業所の利用者の安否確認及び要配慮者等への支援の提供について、業務に支障のない範囲で協力させるものとする。

（安否確認及び避難誘導）

第4条 前条の規定により災害時に協力する乙又は事業者は、利用者の安否について確認し、別に定める内容を事業者ごとに取りまとめ、できる限り速やかに甲に対して報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認と避難誘導が必要な利用者の一覧を「災害時における利用者の安否確認及び避難誘導に関する報告書（第2号様式）」により作成し、常に最新の状態にしておかなければならない。

3 安否確認の方法は、電話による。ただし、電話が通じない場合は、訪問して確認を行う

ものとする。また、安否確認を行う際、利用者に避難所等の案内を行うとともに、避難が必要と判断される利用者については、利用者のおかれた状況に適した方法により、避難所その他安全な場所まで同行及び誘導するものとする。

4 乙は、第1項の規定により安否確認を行ったときは、甲が指定する日までに、第2号様式を甲に提出するものとする。

(避難所等での支援の提供)

第5条 乙は、甲から要請があったときは、甲が指定する避難所等で要配慮者等に対して支援の提供を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により支援の提供を行ったときは、「避難所等における支援提供状況報告書(第3号様式)」にその内容を記載し、甲が指定する日までに提出するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が前条に規定する避難所等での支援の提供に要した費用(介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する保険給付の対象となる居宅介護サービス費並びに特例居宅介護サービス費、健康保険法(大正11年法律第70号)第52条並びに第127条に規定する保険給付の対象となる訪問看護療養費を除く。)を負担するものとする。ただし、費用の範囲及び額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、本協定に基づき支援に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、災害に関する情報の連絡体制を整備するため、当該整備に関する方策について協議し、別途定めるものとする。

(情報共有)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報共有を図るものとする。

(訓練等への参加)

第10条 乙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、甲の要請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、

決定する。

本協定書は2通作成し、甲と乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年11月15日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
甲 江戸川区
江戸川区長 齊藤 猛

東京都江戸川区中央四丁目24番14号
乙 江戸川区訪問看護ステーション連絡会
会 長 岩本 大希